

法令等の整備が急がれる 社会保障・税番号制度

制度対応で終わらせないためにも 民間開放を前倒しで検討すべし



NTTデータ経営研究所 金融コンサルティング本部
アソシエイトパートナー **大野 博堂**

システム改修作業が集中し SE需給が未曾有の逼迫へ

番号制度は15年秋ごろに個人および法人へ番号が通知され、16年1月から利用開始が予定されている。国民一人ひとりに番号を付与し、徴税や社会保障給付などに活用することが導入の目的だ。

金融機関では、法定調査の出力対象となる商品が数多く存在するため、顧客の番号情報の取得が求められる。これに伴い、金融機関では事務フローの見直しに加え、関連するITシステムの改修作業が必要となる。ITシステムの対応コストは2兆円を超えるとみられ、対応には相当数のシステムエンジニア（SE）要員の確保が必須となる。通常、個別システムの改修対応には、当該システムを熟知したSEが従事することとなる

社会保障・税番号制度（以下、「番号制度」）は広範な業務に影響を与えるにもかかわらず、金融機関における検討は思うように進んでいない。これは、番号収集業務に影響する法令の公布およびガイドライン等の公表が遅れていることが一因となっている。社会保障・税番号（以下、「番号」）の利用は2016年1月から開始される予定であり、金融機関にはそれまでに対応作業を完了させることが求められるが、利用開始までに準備が間に合わない可能性が浮上している。

が、番号制度対応に精通した要員は現状では多いとはいえない状況である。

番号制度に対応したシステム改修は金融機関だけではなく、中央省庁などの政府組織や地方公共団体のほか、一般事業法人においても必要だ。つまり、同時期に多数のSE需要が生まれ

ることになる。そのため大手ベンダーやメーカーを中心に、すでにスキルの有無を問わず要員確保に躍起になっている様子が見えがえる。

さらに、番号制度対応のほか、大手金融機関における大規模なシステム更改などが同時期に予定されていることもあり、要員

制度施行後の業務

<p>■口座単位に法定調査提出が必要な顧客： (1)既存顧客：個人番号情報収集、証跡保管 (2)新規顧客：取引開始時の個人番号情報収集、証跡保管</p>
<p>■取引単位に法定調査提出が必要な顧客： 取引時の個人番号情報収集、証跡保管</p>
<p>■個人番号の届出がない顧客のトレース</p>
<p>■個人番号通知カードまたは個人番号カードを利用した真正性確認、証跡保管</p>
<p>■国税庁が公表する法人番号を金融機関が取得または法人顧客が届出を行う (1)既存顧客：法人番号取得、証跡保管 (2)新規顧客：取引開始時の法人番号取得、証跡保管</p>
<p>■個人番号通知カードまたは個人番号カードを利用した本人確認、証跡保管</p>
<p>■法定調査作成時に番号を記入</p>
<p>■番号をキーとした税務・資産状況調査対応 (ただし、個人の預貯金については番号収集対象外であるため、調査のキーは従来のままとする)</p>
<p>■特定個人情報の管理</p>
<p>■特定個人情報の管理状況に関するヒアリング・監査・検査対応</p>
<p>■特定個人情報に関するトラブル発生時の報告</p>

急がれる社会保障・税番号制度の法令等

需給はこれまでになく逼迫の様相を呈している。これらのタイトなSE需給をさして「SEの2015年問題」などといわれはじめており、ITベンダーやメーカーにとってはまさに10年に一度の特需到来ともいえる。

しかしながら、番号収集業務に影響する法令の公布やガイドライン等の公表が遅れていることなどから、番号制度に対してどのようなシステム改修が求められるのかさえ、発注者側となる金融機関からベンダー側に伝わっていないのが現状である。これにより、本来必要なベンダー側における作業量の算定はおろか、金融機関側における詳細な要件定義もままならない状況となっている。

法令等の公布遅れで金融機関の要件定義が進まず

本年2月11日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令」の案文が公表され、行政手続法に基づくパブリックコメントが募集された。番号利用の大枠の考え方について示され

ているものの、これに続く施行規則や各省令がいつ発出されるのかは依然として見通せない状況にある。番号制度にかかる法令などの公布が遅れているのは、関連する省庁や当事者、システムが多すぎるがゆえに、対立する意見の調整に時間を要していることによると考えられる。

このような状況下、銀行業における業務の追加や既存業務の変更内容などを現時点の仮説レベルで集約したものが図表1である。詳しい施行規則や各省令の公布が待たれるなか、現時点で認識されている課題を具体的にあげると、少なくとも二つの未確定事項が存在する。

一つが「番号収集対象者」である。たとえば、生命保険の場合、契約者・被保険者・保険金受取人すべての番号を収集するのが未確定のままとなっている。もう一つが「本人確認書類」だが、原本の写しで代替可能か否かは業務ごとに決定されるとみられるものの、現時点ではその詳細が明らかになっていない。全国銀行協会では現在、本人確認書類を個人、法人それ

〔図表1〕 銀行業における番号制度関連業務

業務への影響		影響が発生する理由	準備期間に必要な対応
新たな業務の追加	影響あり	①個人番号情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ■法定調書提出対象となる既存顧客に対して、個人番号情報の届出を依頼 ■収集した個人番号を登録できるよう入力IFや番号DBに関するシステム対応が必要
		②個人番号の真正性確認	<ul style="list-style-type: none"> ■真正性確認手順の整備
		③法人番号取得	<ul style="list-style-type: none"> ■法人番号取得手順の整備
既存の業務への変更	影響見込み	④本人確認書類種類の追加	<ul style="list-style-type: none"> ■本人確認手順の整備 ■本人確認に利用した書類の種類をシステム入力している場合、個人番号関連の区分を追加
		⑤法定調書への番号追加	<ul style="list-style-type: none"> ■法定調書の作成がシステム化されている場合、番号項目を追加
		⑥個人番号・法人番号による税務・資産調査	<ul style="list-style-type: none"> ■税務・資産調査の手順に、番号による照会を追加
		⑦特定個人情報管理に関する監査・検査対応	<ul style="list-style-type: none"> ■管理手順の整備 ■特定個人情報アクセスに関する各種システム対応

(出所) NTTデータ経営研究所作成(図表3～4も同じ)。

それに峻別して定義している(図表2)。数多く存在する本人確認書類に、さらに番号制度対応として「個人番号カード」または「個人番号通知カード+身分証明書」が追加される格好だ。本人確認書類が増えれば増えるほど、金融機関においては真正性確認などの手間を要することとなり、今後はさらに金融機関の店頭業務が複雑になりかねない。

これらのほか、政省令以外で明確化されるべきと思われる論点も存在する。図表3は銀行業を中心とした業務の関連当事者をプロットしたものが、たとえば保険商品の銀行窓販の場合、実際に番号を収集する責務を負うのは保険会社なのか銀行なのか。あるいはいずれのケースも容認されるとして、その場合の責任分界点はどうなるのかといった「番号収集実施者」に関するの整理が必要だ。

番号収集対象契約についても明確に定義する必要がある。現時点で想定される範囲内で考えてみても、金融機関における取扱商品ごとの番号取得対象(法

定調査)は多岐にわたる(図表4)。ところが、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(抄)」において、法定調査の拡充を検討する旨の記述がある。すなわち、対象となる法定調査が、今後さらに追加となる可能性があり、現時点で作業範囲を明確に定義することが困難となっている。場合によっては、法定調査が追加されるつど、金融機関側は新たな対応を求められることが予想され、将来的な二重投資にもなりかねない。

金融機関側の要件確定作業を後押しするであろう施行規則や各省令の公布が待たれるなか、現状のまま、かりに数カ月が経過した場合、業務要件の整理が遅延し、ひいてはシステム開発の要件定義や開発規模の算定作業も先送りになりかねない。また、これにより開発の難易度や開発者の必要

〔図表2〕

全国銀行協会が定める本人確認書類

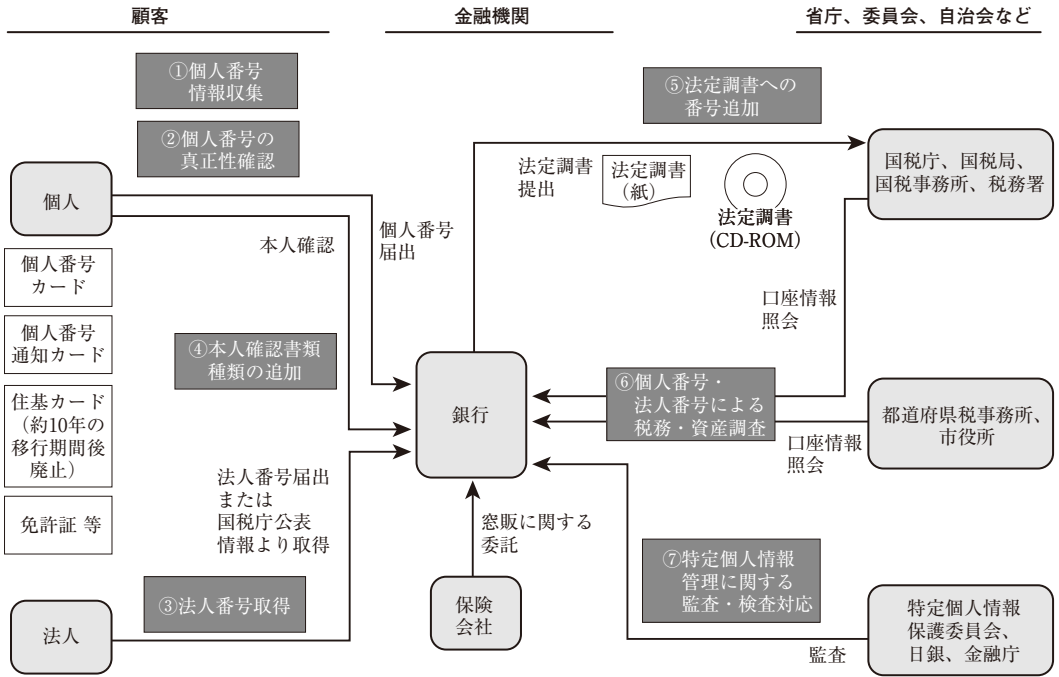
個人の場合	(1)次の本人確認書類の場合には、窓口で原本を直接提示してもらおうことにより本人の氏名、住居および生年月日の確認を行う	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運転免許証 2. 運転経歴証明書(2012年4月1日以降交付のもの) 3. 旅券(パスポート)・乗員手帳 4. 住民基本台帳カード(写真付) ⇒ 個人番号カード または 通知カード+身分証明書(写真付) 5. 各種年金手帳 6. 各種福祉手帳 7. 各種健康保険証 8. 後期高齢者医療被保険者証 9. 母子健康手帳 10. 身体障害者手帳 11. 在留カード・特別永住者証明書 12. 取引に実印を使用する場合の当該実印の印鑑登録証明書 13. 官公庁から発行・発給された書類で、顔写真が貼付されたもの(ただし、本人から提示された場合などに限る)
	(2)次の本人確認書類の場合には、窓口で原本を提示してもらったとともに、当該取引に係る書類などを顧客に郵送し、到着したことを確認することによって本人の氏名、住居および生年月日の確認を行う	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民票の写し 2. 住民票の記載事項証明書 3. 印鑑登録証明書(上記(1)(2)を除く) 4. 戸籍謄本・抄本(戸籍の附票の写しが添付されているもの) 5. 官公庁から発行・発給された書類(上記(1)(3)を除く)
法人の場合	(1)法人の本人確認書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記事項証明書 2. 印鑑登録証明書 3. 官公庁から発行・発給された書類
	(2)事業内容の確認書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定款その他法令の規定で作成が必要な書類で事業内容の記載があるもの 2. 登記事項証明書(上記(1)の本人確認書類との兼用も可能) 3. 官公庁から発行・発給された書類で、事業内容の記載があるもの(法人の名称および本店または主たる事務所の所在地の記載がある場合、上記(1)の本人確認書類との兼用も可能)

(出所) 全国銀行協会の資料をもとにN T Tデータ経営研究所作成。

急がれる社会保障・税番号制度の法令等

〔図表3〕

銀行業における番号制度関連業務と関連当事者



(注) 社会保障・税に関する義務的対応では、激甚災害発生時の対応も想定されるが、現時点では詳細未定。

スキルなども不明確となるため、システム開発の全体スケジュールやスキルに応じた要員確保、コストの見積りも困難となる。16年1月から開始される番号利用であるが、金融機関としてはそれまでに顧客からの番号収集作業を完了することが求められるものの、16年1月の番号利用開始までに準備が間に合わない可能性が残る。

窓販や銀行代理店業務では番号収集をだれが行うのか

銀行業において手数料収益の多くを担っている窓口販売や代理店業務については不明な点が多い。

前述した保険商品の窓口販売に際しては、番号収集自体は銀行が行うことになると思われるが、法定調書作成を担う生命保険会社は番号収集の責務を負わずに済むのだろうか。同様に、銀行代理店業務、金融商品仲介業務では顧客接点が多様化に及ぶことが想定されるものの、番号収集およびその管理をだれが担うのかについて、現状では精緻に整理されていない。

銀行業の立場からすれば、保険商品の販売会社として番号を収集せず、窓口においては来店客に対し、自身の番号を保険会社に別途届けるよう伝えることができれば、銀行自体のシステム対応や周辺事務などの番号収集にかかる負荷軽減が実現する。一方、保険会社側は新たに顧客からの番号収集事務を定義する必要があり、対応コストが増大する。逆に、銀行が窓口で顧客への保険商品販売と同時に番号を収集したうえで保険会社へ通知することとした場合、保険会社の事務負担は緩和される。

いづれにしても、顧客情報の取扱いにかかる業務の受委託とセットで論じられるべきではあるものの、いまだ番号収集に関する全体像がつかめないのが実態である。また、銀行代理店業務および金融商品仲介業務については、一般企業も業務実施者となりうるものが想定され、状況はさらに複雑となる。

このように、窓口販売や代理店業務については、業態を越えた対応が求められる一方、業態間で利害が異なる。したがって、

金融機関のビジネスモデルが一変する可能性を秘める

個別業態に特化した検討だけでは容易には解にたどりつけない。

一方、番号利用の民間開放が実現した場合、金融機関には新たなビジネスチャンスが生まれる。そもそも法人番号の利用については容認されていることか

ら、金融機関側の事務負担軽減や法人向け営業活動の効率化が期待されている。政府は個人番号の利用拡大（民間利用）についても、18年

秋ごろをメドに検討するとしている。膨大な量の書類が飛び交う審査書類の簡素化による住宅ローン手続の効率化が実現されるほか、法人関連業務と歩調を

〔図表4〕 金融機関における取扱商品ごとのおもな番号取得対象（法定調書）

取扱商品	おもな法定調書
預貯金等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利子等の支払調書（同合計表） ✓ 譲渡性預金の譲渡等に関する調書（同合計表）
定期積金	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定期積金の給付補填金等の支払調書（同合計表）
国外送金	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国外送金等調書（同合計表）
証券	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特定株式等・特定外国株式の異動状況に関する調書（同合計表） ✓ 利子等の支払調書（同合計表） ✓ 特定口座年間取引報告書（同合計表）
抵当証券	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定期預金の給付補填等の支払調書（同合計表）
債券	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利子等の支払調書（同合計表） ✓ 国外公社債等の利子等の支払調書（同合計表） ✓ 無記名割引債の償還金の支払調書（同合計表）
株式・持分等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 株式等の譲渡の対価等の支払調書（同合計表） ✓ 配当等とみなす金額に関する支払調書（同合計表） ✓ 配当、余剰金の分配および基金利息の支払調書（同合計表） ✓ 国外投資信託等または国外株式の配当等の支払調書（同合計表） ✓ 株式無償割当に関する調書（同合計表） ✓ 交付金銭等の支払調書（同合計表） ✓ 特定新株予約権等・特定外国新株予約権の付与に関する調書（同合計表）
信託	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 信託に関する受益者別（委託者別）調書（同合計表） ✓ 信託受益権の譲渡の対面の支払調書（同合計表） ✓ 利子等の支払調書（同合計表） ✓ 投資信託または特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書（同合計表） ✓ 国外投資信託等または国外株式の配当等の支払調書（同合計表） ✓ 株式等の譲渡の対価等の支払調書（同合計表）
投資信託	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利子等の支払調書（同合計表） ✓ 国外公社債等の利子等の支払調書（同合計表） ✓ 投資信託または特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書（同合計表） ✓ オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書（同合計表） ✓ 株式等の譲渡の対価等の支払調書（同合計表） ✓ 上場証券投資信託等の償還金等の支払調書（同合計表）
デリバティブ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 先物取引に関する調書（同合計表）
金投資・取引	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定期積金の給付補填金等の支払調書（同合計表） ✓ 金地金等の譲渡の対価の支払調書（同合計表）
生命保険・共済	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生命保険契約等の一時金の支払調書（同合計表） ✓ 生命保険契約等の年金の支払調書（同合計表） ✓ 生命保険金・共済金受取人別支払調書（同合計表） ✓ 保険等代理報酬の支払調書（同合計表） ✓ 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金および賞金の支払調書（同合計表） ✓ 公的年金等の源泉徴収票（同合計表）
損害保険・共済	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書（同合計表） ✓ 損害保険契約等の年金の支払調書（同合計表） ✓ 損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書（同合計表） ✓ 保険等代理報酬の支払調書（同合計表） ✓ 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金および賞金の支払調書（同合計表）

急がれる社会保障・税番号制度の法令等

合わせる格好で、業務効率や収益向上に資する効果も発現するだろう。もちろん、個人番号情報の厳格な取扱いが前提とはなるものの、金融機関の今後のビジネスモデルを一変させる可能性を秘めている。

とはいえ、目前に迫った制度対応に視線を戻せば、個々の金融機関にはシステム改修コストが伴うだけではなく、番号収集事務をはじめとした新たな周辺事務負担が生じる。将来的な番号利用の民間開放に夢は抱きつつも、眼前の負担が金融機関には重くのしかかる構造だ。

金融機関における番号制度対応の負荷軽減、ひいてはわが国全体での制度対応コストを抑制するうえで、番号制度への取り組みをたんなる規制対応に終わらせないための制度設計のほか、金融機関側でも業態を越えた連携が求められる。具体的には、番号利用の民間開放前倒しに期待するとともに、業界団体を中心として各機関・業態をまたぐような重複作業の集約に向けた検討を行うことが考えられる。

* * *

本稿では紙幅の関係上、現状で想定される主たる課題に絞って取り上げたが、今後仔細な検討へと進むにつれ、潜在化している課題が各所で噴出することが予見される。あわせてシステム改修などに要する金融機関側のコスト負担も増大するだろう。番号利用の民間開放の前倒しなどによる金融機関側における将来の収益モデル化や業務効率向上に資する指針もあわせて検討が加えられることで、制度対応にかかる金融機関側の負荷軽減にも一定の配慮がなされることを切に期待したい。

おの ひろたか

93年早稲田大学卒、NTTデータ入社。デリバティブ取引管理システムなどの企画に従事。98年大蔵省大臣官房総合政策課にてマクロ経済分析を担当。06年から現職。経営コンサルタントとして新規事業・事業計画・ブランド戦略立案のほか、BCPの策定・訓練支援、地域ビジネス振興にも注力。

書架



金融リスク管理を変えた 10大事件

藤井健司著／
金融財政事情研究会刊／
2,100円(税込)

試みにツイッターで本書の題名を検索してみたら、「読むといやいな記憶がよみがえってきた」という感想が出てきた。

10大事件を自ら経験した世代は本書により記憶を新たにし、その後の世代は「いやいな記憶」を追体験できる。たとえば、LTCMの破綻前後について、「各種商品のボラティリティが跳ね上がり、市場が『壊れていく』ような、なんとも気持の悪い日々が続いた。胃液があがつてくるような相場といたら感じが伝わるだろうか」と、いやいな感じが実に生々しい。

しかし、本書は「いやいな記憶」の描写にはとどまらない。事件が起こるたびに、それをゴリゴリゴリゴリ分析し総括し、普遍的な通用性のあるリスク管理思想にまで整理して、理論や実務や規制を変えてきた歴史がわかりやすく描かれている。

金融大惨禍の事例では日本も海外に引けをとらないのに、10大事件のすべてが海外発であるのは、日本の経験を人類の共有財産にする努力が十分であったか、考えさせられるものがあるように思う。

藤井氏は、バーゼルⅡの枠組みづくりに貢献されたときの思い出を、本書で「当時におけるリスクマネジャーたちとの、そして官民協議における腹を割った議論は、規制する側と規制される側が『ひとつの目標』にむかうというある種の連帯感を共有した、特別の時間であったという感じがいまでも強い」と回想している。

そうした腹を割った議論が、日本の問題を日本の実務として解決していくために、常時当り前のように行われるようになっていかなければならない。リスク管理を規制対応や出来合いの理論の適用としてとらえるのではなく、ダイナミックなプロセスとしてとらえる本書は、そのための一歩ともなりうるのではないか。

(金融庁 水見野良三)